

議案第67号

杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例

第1条 杉並区印鑑条例（昭和50年杉並区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項を削る。

第21条第1項中「前条第1項」を「前条」に改める。

第2条 杉並区印鑑条例の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

- 2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第21条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第3条 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の再交付を求める場合であって、規則で定めるときは、無料とする。

4 番号利用法第7条第1項に規定する通知カード（以下「通知カード」という。）の再交付を求める場合であって、規則で定めるときは、無料とする。

附則第3項を削る。

別表第2の10の項中「又は杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年杉並区条例第12号）第2条に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）」を削り、同表の12の項中「又は多機能端末機」を削り、同表の23の項を同表の24の項とし、同表の22の項を同表の23の項とし、同表の21の項中「又は多機能端末機」を削り、同項を同表の22の項とし、同表の20の項を次のように改める。

20 個人番号カードの再交付	1件につき	800円	交付のとき。
----------------	-------	------	--------

別表第2の20の項の次に次のように加える。

21 通知カードの再交付	1件につき	500円	交付申請のとき。
--------------	-------	------	----------

第4条 杉並区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中「端末機」の次に「又は多機能端末機（杉並区印鑑条例（昭和50年杉並区条例第34号）第20条第2項に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）」を加え、同表の12の項及び22の項中「端末機」の次に「又は多機能端末機」を加える。

第5条 杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年杉並区条例第12号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）第20条第1項に規定する住民基本台帳カード（以下この項及び次項において「住民基本台帳カード」という。）を使用して行う第1条の規定による改正前の杉並区印鑑条例第20条第2項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請及び交付については、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた番号利用法整備法第19条の規定による

改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第9項の規定により当該住民基本台帳カードが効力を失う時までの間は、なお従前の例による。

- 3 住民基本台帳カードを使用して行う申請に係る第3条の規定による改正前の杉並区事務手数料条例別表第2の10の項に規定する多機能端末機による印鑑登録証明書の交付、同表の12の項に規定する多機能端末機による特別区民税及び都民税に関する証明書の交付並びに同表の21の項に規定する多機能端末機による住民票の写しの交付に係る手数料については、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定により当該住民基本台帳カードが効力を失う時までの間は、なお従前の例による。
- 4 番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第12項の規定による住民基本台帳カードの利用については、第5条の規定による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定により当該住民基本台帳カードが効力を失う時までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第1条中「住民基本台帳法」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた番号利用法整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法」と、「法」とあるのは「旧法」と、旧条例第2条中「法」とあるのは「番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法」とする。

（提案理由）

個人番号カード及び通知カードの再交付手数料を定める等の必要がある。

杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区印鑑条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（専用端末機による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第20条 略</p>	<p>（専用端末機による印鑑登録証明の申請等）</p> <p>第20条 略</p> <p><u>2 前2条の規定にかかわらず、杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年杉並区条例第12号）第3条の規定により利用の手続をした印鑑登録者は、同条例第2条に規定する多機能端末機に同条例第1条に規定する住民基本台帳カードを使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>
<p>（暗証番号の登録等）</p> <p>第21条 印鑑登録者は、<u>前条</u>の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証暗証番号登録届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に暗証番号を届け出なければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>（暗証番号の登録等）</p> <p>第21条 印鑑登録者は、<u>前条第1項</u>の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証暗証番号登録届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に暗証番号を届け出なければならない。</p> <p>2～5 略</p>

第2条による改正（杉並区印鑑条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
-------	-------

(専用端末機による印鑑登録証明の申請等)

第20条 略

2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(暗証番号の登録等)

第21条 印鑑登録者は、前条第1項の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証暗証番号登録届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に暗証番号を届け出なければな

(専用端末機による印鑑登録証明の申請等)

第20条 略

(暗証番号の登録等)

第21条 印鑑登録者は、前条の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証暗証番号登録届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に暗証番号を届け出なければな

らない。
2～5 略

らない。
2～5 略

第3条による改正（杉並区事務手数料条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(無料取扱い)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の再交付を求めらるる場合であつて、規則で定めるときは、無料とする。</u></p> <p><u>4 番号利用法第7条第1項に規定する通知カード（以下「通知カード」という。）の再交付を求めらるる場合であつて、規則で定めるときは、無料とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p>	<p>(無料取扱い)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p><u>3 当分の間、別表第2の20の項に規定する住民基本台帳カードの交付に係る手数料は、同項の規定にかかわらず、徴収しない。</u></p>